

海老名災ボラ 4 月定例会に替えて：「3 月の活動報告と今後の予定について」

2020 年 4 月 9 日、文責：福田博

新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が 4 月 7 日に安倍首相によって宣言された。宣言の対象地域は、神奈川県を含む 7 都府県で、対象期間は 4 月 8 日～5 月 6 日までの 1 か月となった。感染拡大防止対策は、人の接触機会を減らす「外出自粛」・イベントや特定の産業活動の「自粛」にある。現在、海老名災ボラは 5 月 30 日の総会に向けて動いているが、神奈川で感染症拡大の勢いに歯止めがかからない場合は総会延期を検討しており、4 月 26 日（会計監査）までに結論を出すつもりです。

【1】3 月の活動報告（新型コロナ感染症拡大の影響で中止が多かった）

2 月については「3 月定例会中止の報告と今後の予定の検討」（メーリングリスト 3 月 6 日を参照）

①開催：3 月 26 日（木）14 時～15 時、海老名防災関係 3 者定例会、会場：福祉会館内

内容：A) 社協の人事：内田事務局長が市役所に異動、白倉さんが事務局長に昇格（4 月 1 日～）
白倉さんの後任（総括）は中島さん、災ボラ担当の岩澤さんが継続。

B) 危機管理課（災ボラ担当）：川崎さんは変わらず、田代さんは議会事務局へ異動。

C) 災ボラ（福田、星野）：新型コロナ感染症拡大の影響による定期総会の日程変更

【2】今後の予定（2020 年 4 月～5 月の予定）に関する再度の提案

（1）災ボラの会議等に参加する場合の注意事項（新型コロナ感染症が拡大している状況では）

- ①日常的な健康管理を行なうとともに、体調不良を感じたら会議等に参加しない（必ず連絡してください）。
- ②感染症に罹りやすい 3 条件（密閉した空間、人の密集、密接した会話）を回避できる会場の確保。
- ③会場に入る前に手指を消毒する、マスクを着用する、1m 以上の間隔を空ける（会場の広さによっては参加人数の制限）、窓を開けて換気を良くする（または屋外で開催）などの感染防止対策を実行する。

（2）海老名災ボラ 2020 年度総会（5 月 30 日）に向けた資料作成の現状

- ①議案書 第 1 号議案：2019 年度・事業報告、 第 4 号議案：2020 年度・事業計画（案）
第 2 号議案：2019 年度・収支決算報告、 第 5 号議案：2020 年度・予算（案）
第 3 号議案：2020 年度・役員選出（案）

現在、役員で分担し自宅で作成中：4 月中旬までに「原案」を完成させ、メーリングリストで配信する。
「原案」作成は、役員が集まることなく、メールと電話で完成させることが出来る。

- ②委任状：「書面議決」を含む形式：作成済だが、総会実施の場合は印刷・発送が必要となる。
- ③定期総会の案内状（書面議決の説明を含む）・会費納入の要請書（会費納入）：上と同じ
- ④総会の次第：作成済。 ⑤来賓あいさつの中止⇒それに替わるメッセージの要請：未作成。
- ⑥年間事業計画（案）；春の事業を中止し秋～冬へ移動する。現状での作成は困難なので作成しない。

（3）4 月～5 月の日程

① 4 月 26 日（日）14 時～16 時、会計監査、会場は海老名コーポラス団地の集会室

3 密（密閉・密集・密接）の対策を講じて実施する。実施できれば、予定の③、④、⑤へ進むことは可能。
出席予定者：会計（松井、小澤）、会計監査（永山、野本）、福田代表（待機し署名した用紙を受け取る）。

（代案 1）感染の危険が増大していると出席予定者が判断したら会計監査を中止する。第 2 号議案「2019 年度収支決算報告と会計監査」が完成できないので、5 月 30 日の総会も（「書面議決」による議案採決も）できない⇒感染拡大がある程度鎮静化するまで総会を延期せざるを得ない。

② 4 月 28 日（火）14 時～海老名防災関係 3 者定例会、会場：福祉会館（社協の業務の一環）

出席予定：社協（岩澤）、災ボラ（福田、星野）、危機管理課（川崎）、情報交換など

〈海老名市内の公共施設の臨時休館が5月6日以降は、継続していないという前提で、5月の日程を変更し予約した（社協と話し合い、2度目の日程変更をそれぞれ1週間ずらして3度目の日程変更とした）。

③ 5月8日（金）9時～15時、総会資料の印刷と発送準備作業、福祉会館：

印刷作業：9時～12時：福祉会館の印刷機、発送準備作業：9時～15時（ボランティア室）

以前は、この作業を5名位の会員で実施したが、メーリングリスト活用により3名以下で実施する。

★総会（書面議決を含む）延期の場合は、この印刷・発送作業は不要となる。

④ 5月9日（土）13時30分～16時 定例会、会場：福祉会館の第1・第2会議室

「密閉・密集・密接」を回避する対策を講じて、参加人数を12名以下に制限して実施する。

内容は総会開催（例：延期か、書面議決による議案採決か）、委任状（書面議決）の説明、総会での役割分担（議長、書記～）、総会で議案に対する修正案・対案の有無など。

★総会（書面議決を含む）延期の場合は、この定例会も不要となる。（今後、夜間の定例会はできない？）

⑤ 5月30日（土）14～16時、海老名災ボラ第19回定期総会：会場・福祉会館（第1・第2会議室）

会員総数52名（個人会員30名、賛助会員19名、団体会員3団体）。総会成立条件は、委任状を含めて会員総数の過半数（27名）。上記の③、④が実施できていれば、5月30日の総会は実施可能となる。

福祉会館の臨時休館が続いている場合、または感染症拡大が続いている場合（緊急事態宣言が継続している場合など）は、5月30日の総会開催はかなり困難になる。

（代案1）感染拡大がピークアウト（頂点を過ぎて下降局面に入る）し、安定した状況になるまで大幅に延期する：事務作業は当面不要になる。ただし、総会延期の通知（はがき）は出す（自宅で作業できる）。

（代案2）感染拡大が収まらず、安定した状況にならない場合、大幅に延期して、総会に替わる「書面議決」による「議案採決」を行う。総会資料の印刷・発送、委任状の回収・集計などの事務作業が必要となるが、メーリングリスト、個別メール、F S X、電話などを活用し、印刷・発送・回収などの事務作業に要する人数を最小限にして実施する。

【4】 その他

① 全国社協の「ボランティア活動保険」への加入について

海老名市ボランティア協議会に加盟した団体の会員に対して、「全国社会福祉協議会のボランティア活動保険」の「基本タイプ・Aプラン」（350円）に、社協の費用で登録した。2019年度は海老名災ボラの事業に参加した実績のある会員に限定することになり、個人会員の全員と小澤さん（団体会員）の名簿（天災プラン取得者を除く）を提出し、2020年度の「保険加入カード」を社協から受けとった（24名）。

②被災地支援活動に参加する方は、従来から、自己負担で「全国社会福祉協議会のボランティア活動保険」の「天災タイプ・Aプラン」（500円）か「Bプラン」（710円）に加入しています。天災タイプに加入する方は、それぞれ個人で保険加入手続きを行ってください（社協で用紙に記載、郵便局で振込、振込用紙を社協に提出、またはインターネットで全国社協に手続）。天災タイプ加入予定：石橋友晴、山本由美子、嶋原義弘、嶋原やわた、福田博、星野隆一郎、田村和寿 計7名

② 6月1日に発行予定の「海老名災ボラネットワークだより」について⇒今回は、中止する

毎年、6月1日に「海老名災ボラネットワークだより」発行と自治会回覧が予定されています。印刷は福祉会館で5500枚（紙は危機管理より支給）、自治会別に分けて梱包するという作業です。5名程度の人員が必要で、午前～午後までかかる大変な作業です。A4版（表裏）で原稿は福田+広報部（野中）が作成し、5月20日前後に印刷・梱包し市役所に提出する。今回は、コロナ感染症拡大のために中止する。